

電子マネー・企業ポイントをめぐる法制度の 現状と今後の課題

杉浦 宣彦

近年のわが国における電子マネーや企業ポイントの発展は目を見張るものがあるが、これらの利用にあたって、現在、どのような法規制が存在して発行体を規制しているのか、また、どのような利用者保護があるのだろうか？ また、近年の発展に対応するために、2009年6月に資金決済法が成立したが、この法により電子マネーや企業ポイントをめぐる法規制はどのように変わるのだろうか？ さらに、海外の電子マネー・企業ポイント規制はどのようになり、わが国とはどのような違いがあるのか？ 本稿では、これらポイントを明らかにしつつ、今後の発展のために検討すべき課題を明らかにする。

キーワード：電子マネー，企業ポイント，前払式証票規制法，資金決済法，規制，金融庁，ITセキュリティ

1. 変わりゆく決済シーンの現状—現金から電子マネー・企業ポイントへ—

1.1 電子マネー・企業ポイントの現状

わが国における決済の手段は従来、「現金」によるものが一般的であると考えられてきた。実際、10年前を思い出してみると、当時は支払相手と同じ場所において決済を行う対面決済では現金が主に利用され、そして支払うべき相手と別の場所において決済を行う非対面決済では、銀行振込みで支払っていたのが一般的であった。ところが、現在、個人が利用できる決済手段には、多種多様なものが存在している。例えば、クレジットカード、デビットカード、コンビニエンスストアの収納代行サービス、通信会社やインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）による収納代行サービス、運送会社等で提供されている代金引換サービス、プリペイド（前払式）方式の電子マネー、ポストペイ（後払式）の電子決済、そして、オンライン型電子マネーである。

このうち、特に現金主義といわれたわが国の対面決済の世界を切り崩しているのが、クレジットカードと電子マネーである。クレジットカードは「ポストペイ（後払い）」という特徴から、比較的高額な決済（5,000円以上）を中心に、そして、電子マネーは少

額決済（野村総合研究所の調べによると、1回あたりの平均利用単価は、750円となっている）を中心に、現金による決済に取って代わる方向にある。さらに、クレジットカードの利用の伸びが毎年7%程度であるのに対して、電子マネーは2007年度の実際の利用額5,825億円と2008年度の（予測）利用額8,864億円を比較しても50%を超える利用の伸びを記録しており、すでに、プリペイド型の非接触ICカードの発行が1億枚を突破していることとあわせて、少額決済の領域にも決済の電子化が急速に進んでいることがわかる。

また、この電子マネーに対して密接につながっているものが「主たる取引に付随して景品・おまけとして発行される」企業ポイントである。企業ポイントの発行額は、2006年度において6,654億円を記録しているが、2012年度までには7,874億円の規模にまで拡大するのではないかと予測されている²。企業ポイントは現在のところ、クレジットカードのみならず、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、家電量販店、携帯電話、航空、ガソリンスタンドなどでそれらの店舗などの利用時に利用者に付与されており、一般の利用者は、これらのポイントを貯めて、各店舗等の割引サービスを当然のこととして受け入れ、利用している。また、最近では、ポイント同士の交換

すぎうら のぶひこ
中央大学 大学院戦略経営研究科
〒112-8551 文京区春日 1-13-27

¹ 経済産業省「企業ポイント研究会」報告書（2007年7月報告書）等による定義。

² 野村総合研究所企業通貨プロジェクトチーム『企業通貨マーケティング』（東洋経済新報社、2008年3月）より。

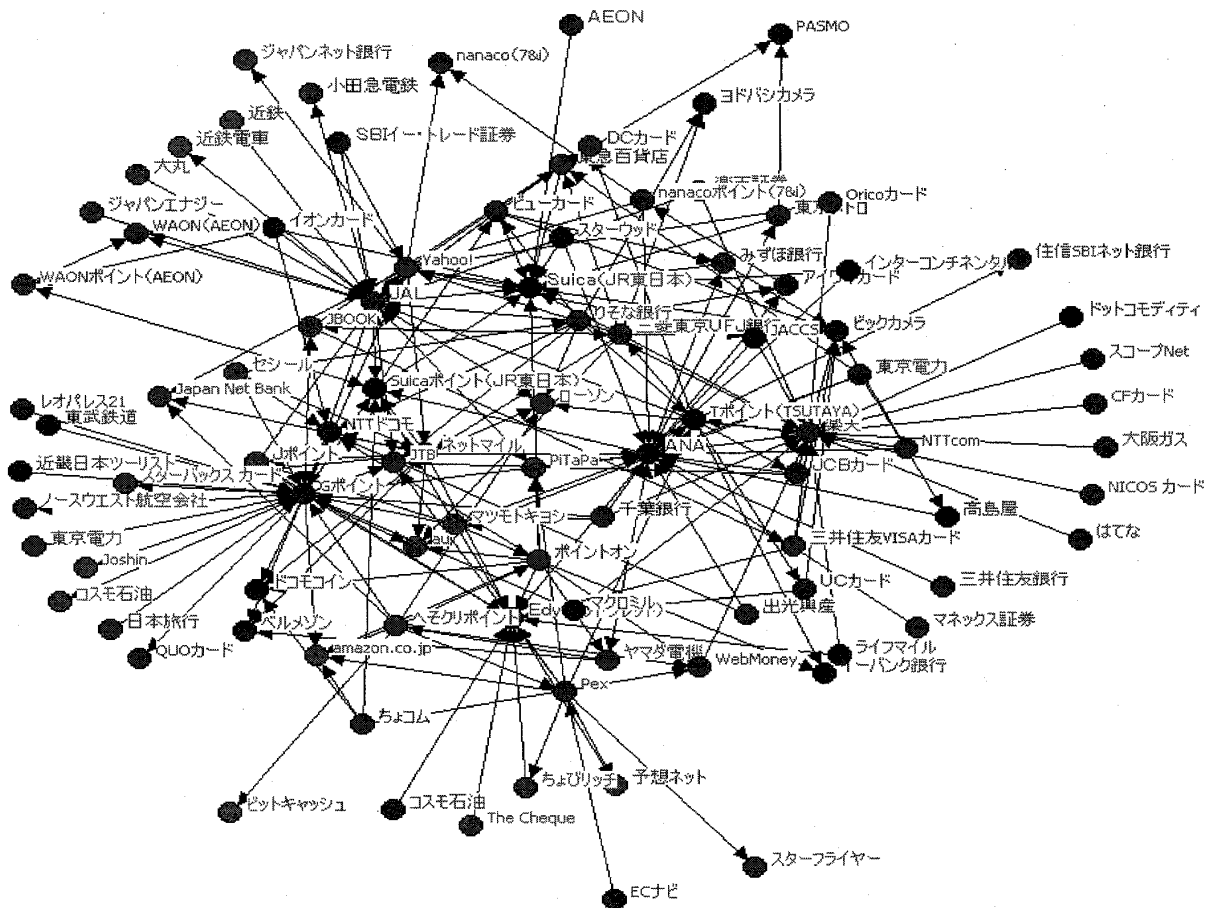


図1 電子マネー・ポイント・仮想通貨の「つながり」
 (杉浦・遊橋・宮脇『モバイルバリュー・ビジネス』(中央経済社・2008年) 10頁より)

が行いやすくなったこともあり、「現金」,「商品券」,「電子マネー」への交換も急速に増加しており、ポイントの「疑似通貨」化が進んできている。

1.2 企業ポイント・電子マネーが使われる理由

これら電子マネーや企業ポイントが最近広く受け入れられるようになった大きな理由に、駅の改札口を通過したり、自動販売機での飲料購入のときの「スピードの速さ」や「ポイントサービスによるお得感」があるといわれているが、それは、非接触型ICカード等の媒体ができる前から実現していたものであり、これらの利用が急速に伸びてきた理由にはならないだろう。むしろ、利用者・発行者両者にとって以下のようなメリットがあるからである。

まず、企業ポイントの場合、利用者にとって会員として直接蓄積ポイントを使うことにより受けられる価格割引サービスは魅力的であり、購買実績を数パーセントの割引ポイントとして(例えば、1ポイント=1円など)として、次の回以降の購買に利用できる場合があるが、これは、同じ場所・チェーン店で買い物をし、ポイントを集約するインセンティブにつながって

いる。このことはイコール、発行者側の「囲い込み」³につながっているわけだが、単にひとつの店舗やチェーンだけで利用者は毎日買い物をしたり、食事をしたりするわけではないので、発行者である企業はさらに様々な企業と提携することで、人々の日常生活で出かける範囲・ルート全般に共通したポイントを発行できるネットワークをつくったり、電子マネーの利用できる店舗等を増やしていく。この結果、近年の電子マネーやポイントの発展状況を見ていると、特に航空会社のマイレージ・ポイントを軸に大きく2つの星雲があるかのような形で図1のような「結びつき」ができ、その間で自由なポイントや電子マネーの交換等ができる形が形成されており、これが、電子マネーや企業ポ

³ 電子マネーや企業ポイントでも最近では、一定の個人情報を発行の際に要求するものがある。そこには、「囲い込み」を行うインセンティブには単に同じ場所で買い物をしてもらうだけでなく、利用者の個人情報等を得て、生活動線(どこへ行き、どこで、どのようなものを買うのか)を知ることによって、ネット広告の送信先リストや場合によっては店舗の仕入れのデータに活用するという考え方もある。

イントの利用の拡大に結びついている。

また、このような「結びつき」による交換システムが発展した結果、すでに電子マネーは現金と1対1の交換が発行者により保証され、利用者も現金と同価値として認識しているが、企業ポイントについても、一定のポイントを貯めると現金と交換できるものが登場してくるなか、「企業通貨」という言葉が登場するくらい現金と価値の近いものという認識をもたれるようになってきている。しかも、両者とも基本的には支払時はデータの読み取りだけですむことから、現金より、支払いが早く、時間と手間がかからない部分は、メリットがある。さらに、企業ポイントや電子マネーはICカードなどに名前等の個人情報がリンクされていれば(例えば、Suica 定期券など)、仮に盗難にあったとしても、発行者にすぐ連絡さえすれば内蔵されていた金銭価値が守られ、さらに再発行されることから、ある意味「現金より安全」(盗難・事故に対する救済可能性の高さ)というメリットもある。

このようなことを背景に、電子マネーや企業ポイントは現在もその利用額を増やしてきているが、以下、本稿では、これらの電子マネーや企業ポイントを取り囲む法制度の現状と今後の課題について検討を行ってこよう⁴。

2. 電子マネー・ポイントをめぐる法制度の現状

2.1 電子マネーをめぐる法制度

電子マネーについては、そのスキームの大半が、「金額に応ずる対価を得て電磁的に記録された金額情報であり、その記録者との契約関係に基づき、それを移転させることにより、契約に基づく一定の範囲の金銭債務の弁済としての効力を有するもの」⁵であり、前払いが主体であることから、現在、前払式証票規制法(通称プリカ法)に基づいて発行されている。企業ポイントを含め、貨幣ならびに貨幣類似のものを含めた、現段階での通貨の法的概念については、図2でまとめてみたが、この図からもわかるように、電子マネー

支払手段関係概念イメージ図

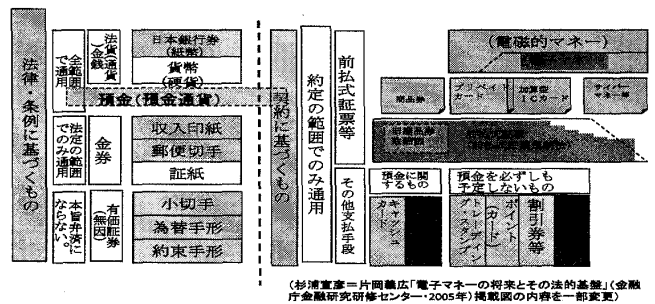


図2 現状の電子マネーをめぐる法律関係

の法的構成に関しては、法律上で定められた法貨ではなく、それは契約内容にゆだねられている。また、従来より、だれのだれに対するどのような債権によって発行および弁済が行われるかという法的性格付けについては多くの学説が提唱されてきた。例えば、電子マネーに収められた金銭的情報を重視する立場からは金券説、そして、債権関係を重視する立場からは債権譲渡説などが代表的なものであるが、電子マネーの実際のオペレーションから考えれば、免責的債務引受け説、つまり電子マネー発行業者が買い主の売り主に対する代金支払い債務を引き受け、買い主は免責されると考える説も有力である。ただ、さまざまなスキームが登場してきたことによって、電子マネーの法的構成論を含む説は多様化してきており、各説をベースにしつつもその法律構成に関しては、現状ではその契約内容に委ねられている。

また、電子マネーのビジネスモデルの中には電子マネー同士で価値を譲渡できるような仕組みのものがある。それ自体については、為替取引に該当する可能性がある。現状、銀行法第2条2項2号ならびに10条1項3号等により、為替取引は、金融機関、銀行以外の者は行うことができないとされる。また、為替の定義は一般的に、「現金の送付によらない隔地間の貸借を決済すること」とされているが、貸借の決済を取り込むと、決済と為替の概念には相違があることから、現金送付の目的を達成するというのが適切な概念定義になると考えられる。ただ、電子マネーの場合も、決済は伴うもののあくまでもネットワーク上の債権債務の負担にとどまり、隔地間の金銭上の授受はあくまでも銀行間で行われるということから、電子マネー業務＝為替業務ということにはならないという解釈から、銀行以外の者が行えないわけではないという考え方もある。

⁴ 本稿が書かれたのは、2009年10月であり、2010年4月より資金決済法が施行されると、特に電子マネーをめぐる法制度は大きく変化することから、「現状」である2章の部分を法制度が変化する背景、そして、3章が今後の法制度という形で読んでいただければ幸いである。

⁵ 杉浦・片岡「電子マネーの将来とその法的基盤」(金融庁金融研究研修センター ディスカッションペーパー、2003年8月)。

その一方で、前払式証券規制法2条の前払式証券の定義によると、電子的価値が証券に記録されていることとされており、携帯電話に内蔵されたICチップやICカードに内蔵された電子マネーはともかく、証券が存在しないネットワーク型電子マネー、例えば、価値そのものが証券、つまりICカード（携帯電話に内蔵されているものも含む）等ではなく、発行体のサーバーで管理されているようなものについては、利用者の保護のために未使用残高の50%の供託が決められている現在の前払式証券規制法の規制を受けないということになる。特に、最近の電子マネーの場合、後述する企業ポイントとの連携などが進んでいることもあり、電子マネーの電子的価値の管理もサーバー内で行われるパターンにシフトしてきている。さらに、コンビニエンスストアなどで、Web Money等の名前で、まったく媒体に価値がなく、サーバー上でのみアクセス可能な電子マネーにアクセスするための暗証番号等がかなり幅広く販売されるようになってきている。これらの電子マネーは、現状では、前払式証券規制法で定められた供託制度もないため、経済的には通常の前払式電子マネーとまったく同じ効果があるにもかかわらず、電子マネーの発行者の破綻が発生した場合、保護されるレベルがかなり違ってくるケースが想定されるようになってきた。

さらに、出資法ならびに前払式証券規制法では禁止されている前金の返還を約束する電子マネーを制度化できないかという利用者の要望も出てきている。これについては、預金の受け入れや電子マネーがリアルマネーに近接してくるということから、大きな論点となる。

加えて、従来より銀行が電子マネー業務を行う場合には、現行の預金保険の対象となる預金を前金とするならば、預金保険制度の本来的目的と預金保険法の解釈論を特に考慮に入れなければ、格別の法的手当てを要しないと法制度的には考えられるが、銀行以外の者を含めて、前金の返還保証をして狭義の電子マネー業務を行うときは、前金保全について、特段の制度整備を検討する必要があるのではないかと指摘されてきた。

2.2 企業ポイントをめぐる法制度の現状

企業ポイントに関しては、発行する企業により、その位置づけ・効果・付与機会・有効期限・発行原資（通常は販売促進費等）に差異があるため、明確な定義を設けることはできない。もっとも、法的性格を電子マネーと比較して考えてみると、通常、対価を払っ

て発行されるものではなく、電子マネーのような前払式証券には該当しない。しかし、物品等との交換が可能であるという点において、財産権であると概念することは可能であろう。また、上述の電子マネーの法的定義で、「対価に基づく」ではなく「有償契約に基づく」とさえすれば、そのまま企業ポイントの定義になる。

企業ポイントは上述のように、自社のみではなく、他社のサービスや物品の購入にも活用されるようになっており、さらに、Gポイント等、ポイント交換を業とする会社が登場してきたことにより、かなり広範囲で支払手段としての利用が可能となっており、「疑似貨幣」としての性格が増してきている。

上述のように、企業通貨は契約に基づいて発行されているものであり、それぞれに差異があることから現段階で特定の法規制はないものの、発行する企業により自由に発行レートが決められ、発行企業の財務内容の状況によっては、国の信用力で価値が変化する貨幣のように、その価値が変動する可能性がある。また、かつて、米国の航空会社倒産の折、マイレージポイントをめぐって大きな混乱が発生したことで明らかなように、企業倒産が発生した場合も利用者保護制度はない。

3. 法制度をめぐる新たな展開—資金決済法の登場—

3.1 資金決済法制定の経緯

上述したように、第2節で指摘したような論点を抱えながらも、電子マネーや企業ポイントは大きく発展してきたが、これらを含む、様々な新しい形態の支払手段についてどのように考えるか、まず、金融庁金融研究研修センターの「決済に関する研究会」（2007年）にて、論点の整理が行われ、2008年5月からは、金融審議会金融分科会第二部会に設けられた「決済に関するワーキング・グループ」において、さらに、2009年1月からは金融審議会第二部会において論点を取りまとめられ、利用者保護ならびに決済に関する法を整備・整理するという目的等から、2009年6月に「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」とする）が成立した（施行は、2010年4月を予定）。以下では、電子マネーや企業ポイントがこの法律によりどのような影響を受けるのかについて検討を行う。

3.2 電子マネーへの影響

(1) 適用対象の拡大

資金決済法における電子マネーについての最大の課題は、上記でも指摘した現行の前払式証票規制法の適用の対象外であった「サーバー型」電子マネーを適用対象に取り込むことであった。「サーバー型」電子マネー⁶とは、前述した利用者の手元にあるカードや携帯電話に金額のデータが記録されず、発行者がセンターサーバーで一括してデータを管理する形式の電子マネーのことを指すが、今回、法の対象である「前払式支払手段」の定義を「証票、電子機器その他の物に記載され、又は電磁的方法により記録される金額に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であって、その発行する者が指定する者から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの対価の弁済のために提示・交付、通知その他の方法により使用できるもの」（第3条1項）として、サーバー管理型電子マネーが含まれることを明確化し、現在、流通する電子マネーの大半を占める前払式のものについて統一的な取り扱いがなされることになった。

また、このサーバー管理型を取り込んだことで、従来、電子マネーに義務付けられてきた券面に法定事項を表示する義務（①氏名・商号又は名称、②前払式支払手段の支払可能額等、③物品の購入若しくは借受けを行い、若しくは役務の提供を受ける場合にこれらの代価の弁済のために使用し、又は物品の給付若しくは役務の提供を請求することができる期間または期限が設けられるときは、当該期間又は期限、④前払式支払手段の発行および利用に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所または事務室の所在地または連絡先等（第13条1項）を表示するのが原則）についても第2項で、「前払式支払手段にかかる証票等又は当該前払式支払手段と一体となっている書画その他のものを利用者に対し交付することがない場合」（つまりサーバー管理型電子マネー）については、「内閣府令で定める方法により」①から④までの情報を提供することになり、現段階では、当該電子マネーのウェブサイトで表示が想定されている。

なお、資金決済法においても、前払式の電子マネーであれば、前払式証票規制法のとくと同様に発行保証金の供託義務（第14条）があるが、引き続き、基準

日未使用残高が政令で定める額を超えるときは、その2分の1以上に相当する金額の発行保証金を供託することは変わらない。ただし、従来、その方法が、供託若しくは、銀行保証等の方法に限定されていたのに対して、新たに信託会社と信託契約を締結することにより、発行保証金に相当する現金、預貯金、国債等を信託する方式が認められた（第16条）。

さらに、前払式支払手段発行者の義務として新たに情報の安全管理義務が規定された（第21条）。具体的な措置は内閣府令に委ねられているものの、「その発行業務にかかわる情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない」という規定になっており、データのき損が発生しないような情報セキュリティを含む仕組みの構築が義務付けられたが、これも従来のカードが中心の電子マネーとは違い、新しいタイプの電子マネーがインターネット等を通じてデータが行きかうものに変化していることに対応していることを示している。

このように、ほとんどが実質的にはプリペイドカードである電子マネーの場合、前払式証票規制法が今回、資金決済法に取り込まれても、従来の枠組みを大きく変更したものではなく、「サーバー管理型」の電子マネーが適用対象とされたことにより、同じ機能を持ったサービスを受けるものに対し、同じような法的保護が図られるようになったことが最も大きな変更点であるといえる。

他方、いまだ、不明確な点もいくつかある。例えば、この新しい定義では、①証票、電子機器その他の物に金額が記載又は記録されている、②対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号であること、③代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるという3つの要件を満たすものは、文言上、「前払式支払手段」に該当することになり、塾や予備校の受講証や英会話学校のチケットといった「証拠証券」も新法で規制されるのかという疑問が発生することになり、証拠証券と電子マネーとの境界線が曖昧になったことや、具体的に券面表示事項の表示方法がどのようなものになるのかなど、実際に資金決済法が施行される時期までに明確化される必要がある事項がそれらに該当する。

3.3 企業ポイントへの影響

上述に見られるような、ここ数年の企業ポイントの発展に対して、前述の「決済に関する研究会」ならび

⁶ 2007年度には、「サーバー管理型」電子マネーの発行高は、およそ1,500億円に達したと推定されている（シーメディア「電子決済総覧2009」80頁）。

に「決済に関するワーキンググループ」でも様々な懸念がだされ、資金決済法案の制定過程においても、企業ポイントを法の適用対象とすべきなのではないかという議論が浮上した。その根拠としては、まず利用者がポイントの価値分を考慮したうえで、消費の選択をしているという実態に加え、企業ポイントも一種の財産権であり、ポイント交換により発行されるポイントについては、(上述したように) 法的にも「対価を得て」発行される前払式支払手段と解釈できるのではないか……ということであった。

このような見解に対して、企業ポイントは、あくまでも企業が販売促進のために広告宣伝費を活用し、原資として負担した「おまけ」であり、消費者から対価の前払いを受けている電子マネー、前払式支払い手段とは、根本的に異なるという見解もあった。

審議会では、企業ポイントの法的性質については結果として意見の一致をみることはなく、資金決済法はポイント規制には及ばないということになった。もっとも、今後、企業ポイントの汎用性がさらに増し、決済の手段としての汎用性を有すると判断された場合、再度、この議論を行う必要があるだろう。また、現状、企業ポイントが利用された場合、ほとんどの場合、各企業では、販売促進費等を利用して引き落としているのが現状だが、各企業により発行するポイントの性質や内容等が違うことから、現在、IFRSの議論のなかでも行われている企業ポイントについてどのような引当処理が基準とされるか等の新たな会計上の基準等も利用者保護を考えたときに重要なポイントとなるだろう。

4. 諸外国の状況—米国・欧州の場合—

4.1 米国の場合

(1) 電子マネー

米国の連邦法では、電子マネーに関する規制はない。ただ、前払いである Stored Value (SV) については、多くの州において為替取引の1つとして規制の対象となっており、SVに関する規制は、UMSA、NY州送金業法と旧前払式支払証券法と比較すれば、証券の有無にかかわらず適用があり、自家型のもは対象ではなく、第三者型のものであっても電子的な価値に限ら

れる点異なる。また、換金に関する規定はないが、換金ができることによって為替取引に当たる場合には送金業者法の適用を受けることとなる。

SVについては、通常銀行口座において資金がプールされていることから、この場合に預金保険の対象となるかが従来より議論されている。また、電子資金移動法の対象となるかについても議論が進んでいる。なお、SVが送金小切手の役割を果たすマネーオーダーに当たるなど為替取引に当たる場合には、マネーロンダリング規制の適用を受けることとなる。

なお、自家型のギフトカードについては、多くの州において、送金業者法とは別に、消費者を保護するための法律があり、有効期限に関する規定、カード残額の払戻しに関する規定、発行者の破たん時の取扱いに関する規定などが設けられている。

(2) 企業ポイント

我が国ほど、いわゆるポイント・サービスは普及していないが、マイレージサービス (Frequent Flyer Program) がその大半を占めており、このほか、クレジットカード・デビットカードのポイントプログラム、スーパーマーケットでのロイヤルティプログラムがある。

マイレージサービスに関し、航空会社の破たんに伴うマイレージの法律上の取扱いが議論となったが、実際には存続会社への移行等により全面的に保護されている。

ポイント交換サービスやマイレージサービスで不足するマイルを利用者が航空会社から購入し、特典と交換することが行われており、航空会社は、ホテル、レンタカー等幅広くサービスを提供するためにマイルを販売しており、マイレージの買取り、販売を行う会社もある。

これらのサービスについて、連邦レベルで統一的な法制度は見られないが、州の送金業者法の適用が及ぶ可能性があり、統一マネーサービス法では、インターネット上のポイントは、広く配布されているか、換金できるか、広い範囲の商品・サービスの購入に用いることができるかを勘案して、ケースバイケースで、各州が規制対象に含めるかどうかを決めている。

4.2 欧州の場合

(1) 電子マネー

電子マネー指令 (Electronic Money Directive 2000/46/EC) が定められており、「電子マネー」とは「発行者に対する請求権の形式をとった金銭的価値で、

⁷ 金融審議会金融分科会第二部会「資金決済に関する制度整備について」平成21年1月14日 添付資料「決済に関するワーキンググループ報告」5頁。

各国におけるリテール決済サービスに対する規制

	日本	米国	EU	英国	
資金移動サービス(送金等)	根拠法令	銀行法	EU 決済サービス指令 ※加盟国は、2009年11月1日までに国内法施行	-	
	監督規制	・免許(銀行) ※ 送金は、銀行業(為替取引)にあたり、銀行しか行えない。	・免許(送金業者) ※ 銀行は、送金業者法の規制を受けず、送金ができる。 ・営業保証金(50万ドル以上) ・運用規制(未済・未使用残高以上の流動性資産保有) ・他業禁止規制なし 〔送金とは、送金のための資金の受入、その送金、Check(小切手、手形、トランザクションチェック、マネーオーダーその他の送金又は支払いのための手段)の売買、Bill payment services も含まれる。〕	・免許(決済機関) ※ 信用機関は、決済機関の免許を取得することなく決済サービスを提供できる。 ・当初資本(2万~12.5万ユーロ以上) ・自己資金の維持(算定方法は加盟国の判断) ・顧客資産保全義務(兼業の場合のみ) ・他業禁止規制なし 【加盟国の判断により小額取引業者を登録制とすることが可能。】 〔決済サービスとは、口座への入金・出金、取引執行(自動引落等)、支払手段の発行、送金、携帯電話等による決済取引の執行、Bill payment services も含まれる。〕	※ 現在規制はないが、決済サービス指令の国内法制化の準備が行われており、決済機関を金融サービス市場法の下で規制予定。
	上限	利用上限なし	利用上限なし	利用上限なし	-
	マネロン	規制対象(犯罪収益移転防止法)	規制対象(銀行秘密法・愛国者法)	規制対象(マネーロンダリング防止指令)	規制対象(マネーロンダリング規則)
セーフティネット	あり	なし	なし	-	
資金前払サービス(プリペイド)	根拠法令	前払式証書の規制等に関する法律	EU 電子マネー指令	金融サービス市場法	
	監督規制	・第三者型(登録)、自家型(届出) ※ 銀行であってもアプリ法上の登録等が必要。 ・資本規制(1億円以上等(第三者型のみ)) ・供託義務(未使用残高の1/2以上(未使用残高1000万円超の場合)) ・他業禁止規制なし	・免許(電子マネー機関) ※ 信用機関は、電子マネー機関の免許を取得することなく電子マネーを発行できる。 ・当初資本(100万ユーロ以上) ・自己資金の維持(未使用残高の2%以上) ・運用規制(未使用残高以上の流動性資産の保有) ・他業禁止 ・第三者型・電子媒体のみ規制対象 【加盟国の判断により小額電子マネー発行者等を適用除外とすることが可能。】	・免許(電子マネー機関) ※ 銀行でも、電子マネー発行の免許が必要。 ・当初資本(100万ユーロ以上) ・自己資金の維持(未使用残高の2%以上) ・運用規制(未使用残高以上の流動性資産の保有) ・他業禁止 ・第三者型・電子媒体のみ規制対象 【小額電子マネー発行者等を適用除外】	
	上限等	利用上限なし	利用上限なし 換金義務	利用上限なし 換金義務	利用上限なし(注) 換金義務
	マネロン	なし	規制対象(銀行秘密法・愛国者法)	規制対象(マネーロンダリング防止指令)	規制対象(マネーロンダリング規則)
セーフティネット	なし	なし	なし	なし	

※ 代引き・エスクロ(資金移動サービス)、ポイントは、米国、EU、英国において、監督・マネロン規制の対象外。

図3 各国の法制度

(金融庁金融審議会第二部会決済に関するワーキンググループ資料より)

電子的な装置(デバイス)に蓄積され、発行した金銭価値を下らない額の資金を受け取って発行され、発行者以外の企業等に対する支払手段として受け入れられるもの」とされている(同指令1条3項(b))。

電子マネーの発行に伴う資金の受入れは、直ちに電子マネーが発行されれば「預金の受入れ」ではない(同指令2条3項)。

信用機関(銀行及び電子マネー機関)が電子マネーを発行でき、加盟国は、信用機関以外の者が電子マネー発行業務を行うことを禁じなければならない(同指令1条4項)。銀行は当然に電子マネーを発行することができ、電子マネーの発行のみを行う者が電子マネー機関とされる。電子マネー機関を認めるかどうかは加盟国の判断とされる(この結果、欧州の電子マネー発行機関の多くが銀行を中心とした金融機関のみということになった)。また、加盟国の判断により、少額

等の場合⁸については適用除外とすることができる(同指令8条)。

電子マネー機関は、他業禁止があり為替取引を行うことができない(すなわち、決済機関となることができない)。

電子マネー機関の規制の概略は次のとおりである。

- ・ 初期資本(100万ユーロ)が必要(同指令4条1項)
- ・ 電子マネーに係る現在の債務額、又は債務額の過去6月の平均の額のいずれか大きい額を常に保有していなければならない(同指令4条2項)
- ・ 資産は、信用リスクがゼロであり十分に流動性が高いもの等での保有が必要(同指令5条1項)
- ・ 他業禁止があり、信用の供与はできない(同指令1条5項)。
- ・ 電子マネー所有者が、振込み等に必要な額を除き手数料なしで償還を請求することができる(換金義務がある)(同指令3条1項)。最低償還金額を定めることができるが、10ユーロを超えてはならない(同条3項)。
- ・ 電子マネーに係る債務額に関し当局は、最低年

⁸ 電子マネーの債務額が通常500万ユーロを超えず、かつ、決して600万ユーロを超えない場合、電子マネー発行に係る者のみの支払手段として利用される場合等で、いずれの場合も、ICカード型については所持人の蓄積金額の上限が150ユーロである場合。

2回の検証を行い(同指令6条)、電子マネー機関は、活動状況の監督当局への報告が義務づけられる(同指令8条3項)。

欧州では、ドイツで「Geldkarte」、フランスで「Moneo」、ベルギーで「Proton」といった電子マネーが普及しているが、これらの発行額は2007年8月で10億ユーロにしか至っておらず、電子マネー指令のいくつかの規定が電子マネーの発展を妨げている(電子マネー指令改正案)とされ、我が国のプリペイドカードの普及状況に至っていない。このため、電子マネー指令は、2009年4月に改正され、定義の変更、初期資本の引き下げ(100万ユーロ→35万ユーロ)等が行われている(2009年11月に発効し、加盟国は18カ月以内に国内法化する必要がある)。

(2) 企業ポイント

日本とは違い、いわゆるポイント・サービスは普及していないが、米国と同様に、マイルサービス、クレジットカード、デビットカードのポイントプログラム、スーパーマーケットでのロイヤルティプログラムがある。しかし、これらについて統一的な法制度は見られず、第三者型のポイント・サービスについては電子マネーに該当する懸念が指摘されてきた。これに対しては、目的がユーザーに対して店舗に戻ったり再度サービスを利用させることにあることから一般的に受容される電子マネーに発展することは考えにくいとの議論がある(「Payment Culture Matter—A comparative EU-US perspective on internet payments—Electronic Payment Systems Observatory (ePSO) August 2001」等)。

5. 資金決済法の効果と今後の課題

前述のように今回の資金決済法の制定により、これまでいくつかの課題を残してきた電子マネーを含めた新しい資金決済方式について、一定の法的手当てがなされた。

わが国で電子マネーや企業ポイントをはじめとした多様な決済サービスがここまで発展・成長してきた背景には、資金決済法の誕生まで、決済を規律するような法規制が存在しなかったことから、早くから規制を設けていた欧州などのように、決済＝金融機関の業務という固定化された考え方が必ずしも強くはなく、自由度が高かったことが挙げられる。別の言い方をすれば、これまで規制がなかったからこそ、発展してきた

ともいえよう。

しかし、上述のように電子マネーにしても企業ポイントにしても既に広く一般国民に活用される決済ツールになっていることはその普及度や取引金額等からも明らかであり、いよいよ社会インフラとしての信頼性が問われるレベルに来ていると考えられ、単なる各企業ないしは業態ごとの自主努力でサービスの安定性・安全性が確保できるサービスではなくなってきている。消費者保護やマネーロンダリング防止の観点からも、今回の資金決済法の制定は、タイムリーであったといえよう。また、最近のIT技術の発展により様々な決済制度が登場するなか、このような法的環境整備が行われたことにより、電子マネービジネスも含め、どのような事業が銀行法等、既存の決済法制に抵触しないかとか、どの程度の決済ビジネスであれば実施可能かについて一定の基準を提供しているとも考えられ、事業リスクを考える上でのヒントにもなっている。

しかし、このような整備が行われた反面、前述のように、企業ポイントの法的位置づけや電子マネー間の送金は銀行法上の「為替」に該当するののかという、従前より法的争点であった部分については直接的には資金決済法上には入ってきていない。また、銀行法は「預金」も銀行のみに許しており、資格を持たない形で「預り金」を受け入れることを出資法で禁じているなか、今回の資金決済法では要望が必ずしも多くなかったことから資金決済法には盛り込まれず、原則禁止(第20条)となったが、電子マネーの払戻しができるようになった場合、このような預り金は「預金」と何が違うのかについて、(資金決済法で認められた送金業者である)資金移動業者の送金時や受取時の一時的な資金の預かりをどう捉えるのかという問題とともに、今後も継続的に議論していく必要があるだろう。

また、今回、資金決済法では、上述のように「情報の安全管理」義務が盛り込まれた。電子マネーやポイントがカード上のものから、インターネット上での流通をするようになった今日、ICカード偽造にとどまらず、サーバー侵入等、インターネット上のセキュリティが問題になってくる。決済ビジネスにとって扱金額の大小にかかわらず、その利用において安心感を与えることは最低限必要なことであり、さらなる発展のためにも、今後、各発行業者のITセキュリティのレベル感や守るべき基準についてさらに議論を詰めておく必要があるだろう。